EUIPO 大審判部、有名作品タイトルの商標性を否定　『1984』登録認められず

２０２６ 年 ８ 月 ２４ 日

EU 知的財産庁（EUIPO）大審判部は 2026 年 5 月、ジョージ・オーウェルの代表作『1984』について、書籍、映画、ゲーム、教育サービス等を対象とする EU 商標登録を認めないと判断した（R 1922/2019-G）。本件では、商標規則 7 条 1 項(c)（記述的表示）と同項(b)（識別力）の双方が問題となった。

大審判部はまず、『1984』が需要者に広く知られた作品タイトルであるため、書籍、映画、ゲーム、教育サービス等に使用された場合、「オーウェル作品に関するコンテンツ」という内容（subject matter）を示す表示として理解されるとし、記述的表示に当たると判断した（157 段落）。他方で、大審判部は、需要者がその表示を「公式な出所（official source）」として理解する場合には、必ずしも記述的とはならないとの考え方も示している（119 段落）。

さらに 7 条 1 項(b)との関係では、『1984』は需要者にとってオーウェルの小説を示す作品名として認識されるものの、特定事業者の商品・サービスを示すブランドとしては認識されないと判断した（174 段落）。出願人であるオーウェル財団は、長年にわたるライセンス管理や映画・演劇化を通じて『1984』がブランドとして機能していると主張したが、大審判部は、需要者が『1984』と特定事業者との結び付きを認識していることを示す十分な証拠はないとした（192 段落）。

本件は、有名な作品タイトルがいつ「コンテンツ名」から「ブランド」へ転化するのかという問題を提起している。オーウェル財団は EU 一般裁判所に提訴しており（T-524/26）、『Animal Farm（動物農場）』についても同時に争われている（R 1719/2019-G、T-524/26）。今回の判断が維持された場合、従来登録されている著名な作品タイトルについても、公式な出所であると理解できること、及び、需要者が特定事業者の商品・サービスを示すブランドとして認識していることを十分に立証できなければ、その有効性が改めて争われる可能性があり、今後の裁判所の判断が注目される。

なお、大審判部は判決末尾で、作品タイトルの保護に一定の正当な利益が存在することを認めつつも、そのような保護は商標制度によって実現すべきものではないとの見解を示した（233 段落）。その上で、ドイツやフランスのような作品タイトル保護制度を参考に、EU レベルで作品タイトルに関する独自の保護制度（sui generis right）の創設を EU 立法機関が検討すべきであるとの提言も行っており（237 段落）、この点も注目される。

欧州連合商標規則（特許庁ウェブサイトより転載）

第 7 条 絶対的拒絶理由

(1) 次のものは，登録することができない。

（中略）

(b) 識別性を欠く商標

(c) 商標であって，商品の種類，品質，数量，用途，価格，原産地，生産時期，サービスの提供時期又は商品又はサービスのその他の特徴を示すために取引上使用することができる記号又は表示のみによって構成されているもの

（後略）

－EUIPO の審決文等は、以下参照 －

- https://euipo.europa.eu/copla/trademark/data/017869425/download/CLW/APL/2026/EN/20260527_R1922_2019-G.pdf?app=caselaw&casenum=R1922/2019-G&trTypeDoc=NA

（以上）